

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	_____	仕 様 書 番 号	
援護業務用タブレット端末借上 及び通信料	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和7年 1月 24日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	自衛隊熊本地方協力本部	

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本地方協力本部において、援護業務に用いるタブレット端末の借上及び通信料について規定する。

1.2 用語及び定義

本仕様書における「タブレット」とは、「iPad」をいう。

1.3 調達範囲

タブレット端末借上及び通信サービス

1.4 法令等

- a) 日本の「電波法（昭和25年法律第131号）」、「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）」に基づく技術基準に適合していること。
- b) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に適合していること。

2. 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. タブレットの仕様等

3.1 数 量

タブレット端末借上3台及び通信料3回線

3.2 機能及び性能

- a) ディスプレイサイズは、9インチ以上であること。
- b) 搭載のOSは、Mac 10.10.5以上であること。iOSは、11以上であること。
- c) Wi-Fi機能を有すること。
- d) カメラ機能が付いていること。
- e) SDカード等外部記憶媒体を貼付しないこと（SIMカード及び他端末からの解読・分析が不可能な場合を除く。）
- f) 通信方式は、LTEとする。
- g) モデルは第9世代以降とする。

3.3 構成内容

構成内容は表2によるものとする。

表2－構成内容

番号	品 名	数量	備 考
1	タブレット端末本体	3	製品1式
2	ACアダプタ（充電器）	3	

3.4 付属品

付属品は、USB電源アダプタ、リチウムバッテリーをそれぞれ1個を備え付けること。

3.5 通信

離島、へき地においてもNTTドコモ、auと同等の通信エリアが確保できること。

3.6 料金プラン等

通信料が毎月定額として、データ容量は50GB以上のものとする。データ量超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能とすること。

4. 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) 機器の修理（基盤交換、物品交換を含む。）、障害などに対して速やかに対応できる体制が日本国内に整備されているものとする。
- b) 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様による。
- c) 請負業者において、タブレット端末は努めて最新のOSにアップロードしてあり、セキュリティ対策に対応可能なものとする。また、端末の充電は、全台数が配送日に充電完了しているものとする。

5. 製品に対する要求

5.1 製品名

製品名は表1によるものとする。

表1－製品名

品名	製品名	単位	数量	備考
タブレット端末	iPad (第9世代以降)	式	1	定額使用可能通信量 50GB以上

5.2 納入場所

自衛隊熊本地方協力本部援護課（熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号）

5.3 事前確認

請負業者は、5項1号で示されている製品について、モバイルネットワークサービスによる使用が可能であるか、事前に検証すること。

6. 検査等

この仕様書に基づき実施する。

7. 納入要領

調達要求元の指定する場所へ郵送により納入又は直接納入する。また、納入時の器材の状態、速やかに使用を開始可能な状態とする。郵送する場合は元払いとする。

8. 返却等

返却は、郵送により返却するものとし、着払いとする。

9. サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）はタブレット端末本体の借用について、情報の漏えい若しくは、破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を省く。以下「障害等」という。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は、組込み、その他の官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うこと。

10. 借入期間における支援

借入期間におけるタブレット端末機器に関する質疑に対し、速やかに応答すること。また、機器等の不具合発生時には、必要な物品や代替機等を提供すること。なお、本件に対する随時対応が可能な窓口を掲示すること。

11. その他の遵守事項

11.1 情報漏洩及び個人情報

契約の履行中に知り得た情報及び個人情報については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

11.2 その他、定めのない事項

この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、官側と請負業者とが協議のうえ、定めるものとする。

11.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、全て契約担当官等に申し出て、その指示を受けるものとする。